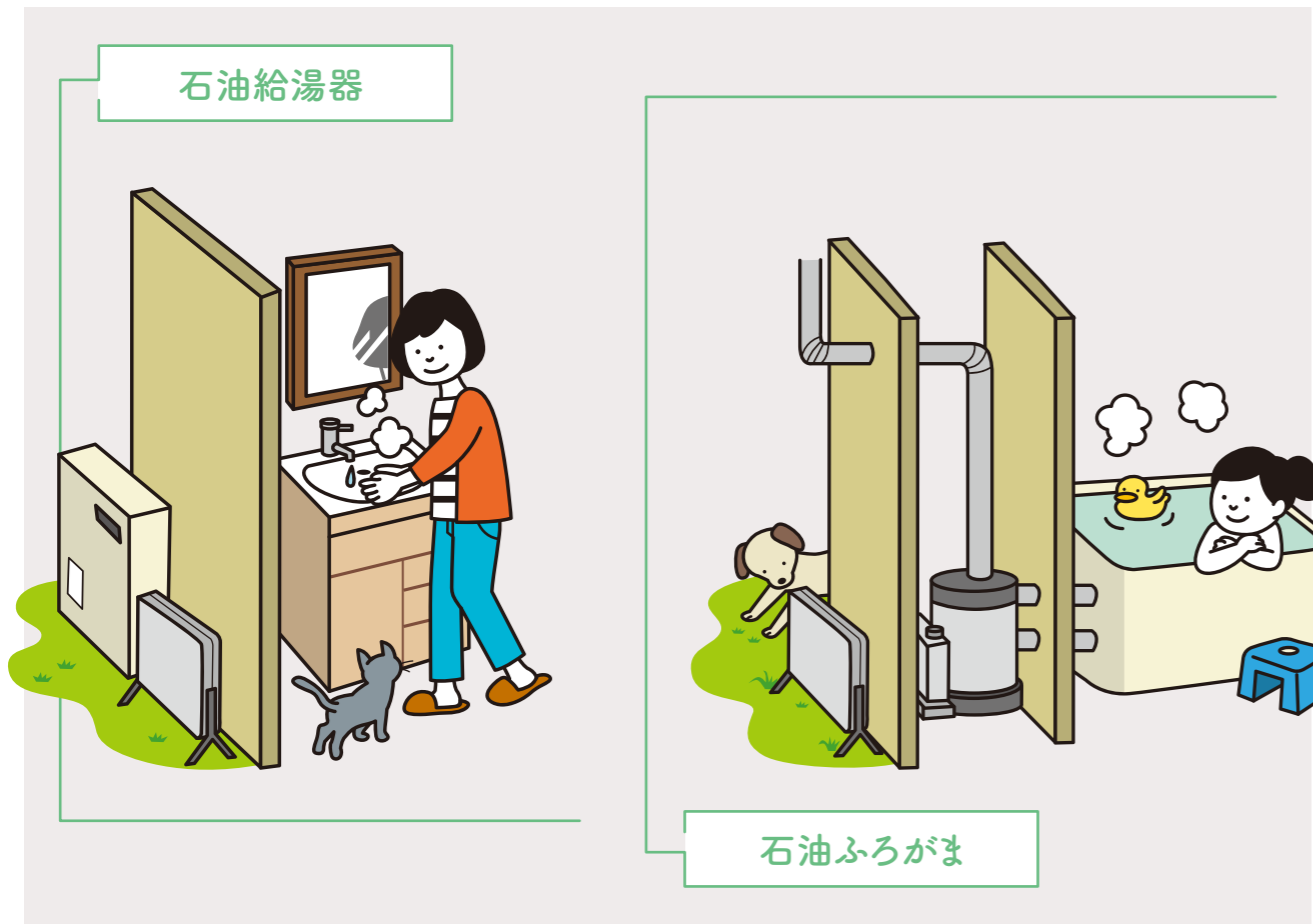


長期使用製品 **安全点検** 制度

製品を購入した所有者に対して、メーカーや輸入業者から点検時期をお知らせし、点検を受けていただくことで事故を防止する制度です。  
2021年8月1日の制度改正により、対象製品が石油給湯器、石油ふろがまの2品目になっています。  
所有者登録をすると、設計標準使用期間が終わるころに点検通知が届きます。  
通知が届いたら、メーカーに連絡して点検を受けましょう。  
(制度がスタートした2009年4月1日以降に製造・輸入された製品が対象となります)




対象製品から削除された品目

2021年8月1日、消費生活用製品安全法施行令が改正され、以下対象品目が削除されました。

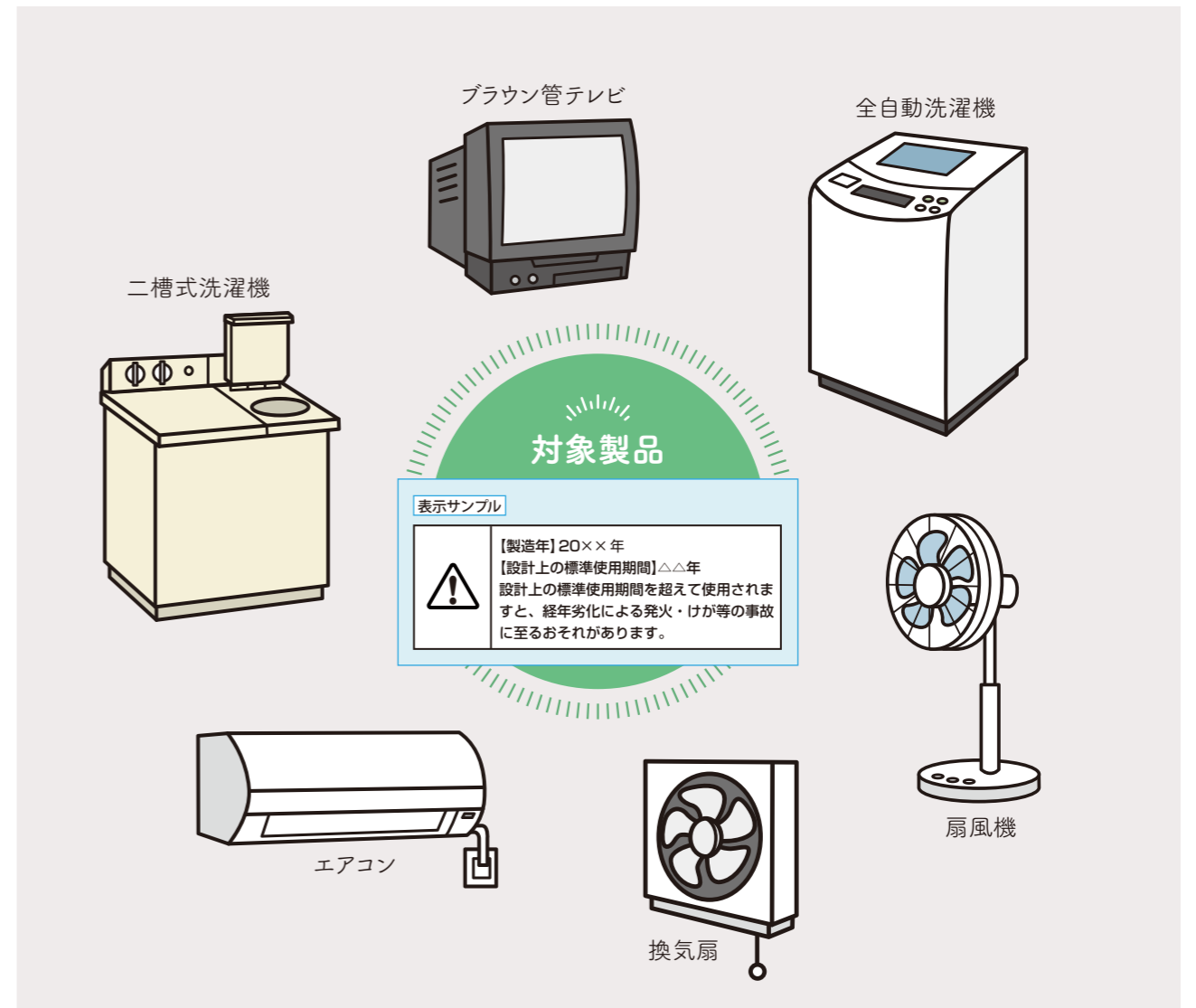
- FF式石油温風暖房機
- 屋内式ガス瞬間湯沸器
- 浴室用電気乾燥機
- 屋内式ガスふろがま
- ビルトイン式電気食器洗機

各製品に適用される経過措置については経済産業省ホームページをご覧ください。



長期使用製品 **安全表示** 制度

経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、「製造年」「設計上の標準使用期間」「経年劣化についての注意喚起」を表示する制度が設けられており、それぞれに表示されています。  
適正な時期に買い替えを検討しましょう。



家電製品の警告表示

家電製品の本体にある表示や取扱説明書でよく見る警告図記号は、製品を安全に使うためのマークです。危害・損害の程度に応じて、「危険」「警告」「注意」の3つのレベルがあります。

